確定拠出年金　配分指定書　（個人型掛金用・４０商品用・和暦）

日本ｲﾝﾍﾞｽﾀｰ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ・ｱﾝﾄﾞ・ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ株式会社 御中
以下のとおり、掛金の配分割合を指定します。
なお、配分指定の内容及び【本書ご提出に関するご留意事項】の指定運用方法の適用に関する注意事項について確認の上署名しました。

記入日	20　年　月　日

※太枠線内は全て記入必須項目です。ボールペンではっきりと漏れなく正確にご記入ください（生年月日の元号は数字に○印をご記入ください）。

基礎年金番号					－							生年月日（和暦）	５：昭和 ７：平成			年			月			日

氏名（自署）	

契約番号	9	0	3				

	運用商品名	商品番号	配分割合	
1	三菱UFJターゲット2030	001		%
2	三菱UFJターゲット2040	002		%
3	三菱UFJターゲット2050	003		%
4	三菱UFJターゲット2060	028		%
5	One8資産バランス新興国10	004		%
6	One8資産バランス新興国20	005		%
7	One8資産バランス新興国30	006		%
8	投資のソムリエ＜DC年金＞	029		%
9	One国内株式インデックス	007		%
10	しんきん日経225株式ファンド	008		%
11	しんきんフコクESG日本株式	030		%
12	ひふみ年金	009		%
13	野村外国株式インデックス	010		%
14	ダイワNYダウ・インデックス	011		%
15	大和住銀DC海外株式	031		%
16	日興インデックス新興国株式	012		%
17	One国内債券インデックス	013		%
18	Oneたわら先進国債券	014		%
19	日興インデックス新興国債券	015		%
20	OneJ－REITインデックス	016		%

	運用商品名	商品番号	配分割合	
21	One外国リートインデックス	017		%
22	三菱UFJ純金ファンド	032		%
23	フコクDC積立年金（5年）	018		%
24	信金中金401k定期・固定1年	019		%
25				%
26				%
27				%
28				%
29				%
30				%
31				%
32				%
33				%
34				%
35				%
36				%
37				%
38				%
39				%
40			合計	100 %

【ご案内】
1．配分割合のご指定はインターネットサービスでも受付けております。
2．当配分指定書をご提出された後にインターネットサービス等で
配分割合をご変更される場合は、配分指定書の内容が反映された後に行ってください。

【ご記入要領】
1．配分割合は1%単位で指定し、その合計が100%であることをご確認ください。
配分割合が0%の場合、配分割合の記入は不要です。
2．記入内容を訂正される場合は、訂正箇所に二重取消線を引き、余白に訂正後の内容を
記載ください。訂正印（署名）は不要です。

【ご注意】
1．配分指定書の管理は契約番号・基礎年金番号・生年月日・商品番号・配分割合
で行いますので、ご提出の際にはお手数でも、記入された内容を再度ご確認ください。

【本書ご提出に関するご留意事項】
1．加入者の方の利便性を考慮し、本書に記載の配分割合を掛金以外の他のご入金にも適用いたします。
2．指定運用方法（運営管理機関が定めた運用商品）が提示されている契約（プラン）において、
本書の記載がない場合、初めての掛金入金後の一定期間（同機関が定める特定期間、および
といいます）を基準として次の取扱いとなります。
ⅰ）一定期間経過前にご入金いただいた掛金等の資産（未指図資産といいます）
一定期間経過後、速やかに指定運用方法を購入いたします。ただし、一定期間経過前の
当社が定める期限までにインターネットサービス等で配分割合をご指定いただいた場合は、
その時点の未指図資産を元に速やかにご指定の配分割合で商品を購入（それ以降のご入金に
対しても同様の取り扱い）いたします。
ⅱ）一定期間経過後にご入金いただいた掛金等の資産
ご入金の都度、指定運用方法を購入いたします。ただし、ご入金毎の当社が定める期限までに
インターネットサービス等で配分割合をご指定いただいた場合は、それ以降のご入金に対し
ご指定の配分割合で商品を購入いたします。
3．指定運用方法の運用の結果（利益・損失）は、あなた様ご自身の判断で商品別配分変更を行った
成果とみなされます。

	信用金庫記入欄
取扱店	
CIF	
自由記入欄	

信用金庫使用欄		

＜個人情報の「利用目的」＞
当社における加入者などに関する個人情報の利用目的は以下のとおりです。
1、確定拠出年金制度に係る運営管理業務およびその付随業務の遂行。
2、確定拠出年金業務の運営に携わる関係機関に対する情報の提供。ただし、以下の要件のいずれかを満たす場合。
ⅰ）法令に基づく場合
ⅱ）当該関係機関の確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な場合
ⅲ）ご本人にご同意いただいた場合
なお、国民年金基金連合会および当社を含む運営管理機関は、確定拠出年金法において、確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な範囲内で加入者等の個人情報を保管、使用しなければならないこととされています。

◆ No.0082218-A 19.01

《JIS&T使用欄》

強制区分
□1：強制

照会

・　・

《金融機関受付欄》

加入者□座番号										

＊Ｐ３ＤＢ０２５８０００００２＊